

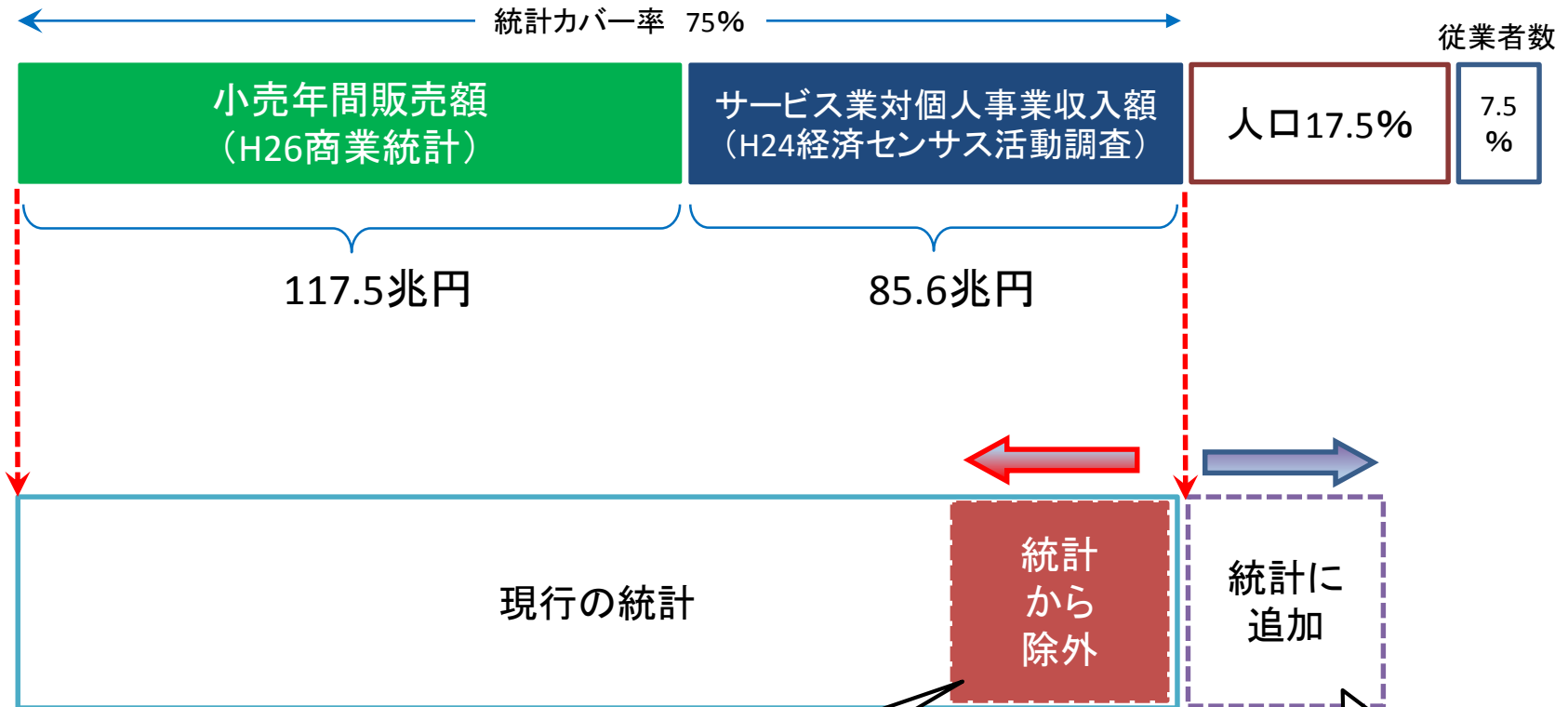
# 論点整理

平成29年10月25日

# 統計の利用方法の見直し

# 統計の利用方法の見直し（視点）

## 現行の清算基準



<視点2>  
清算基準に用いられている統計のうち、最終消費を表すものとして使用することが適当でないと考えられるものがないかどうか

<視点1>  
地方消費税の課税対象でありながら、清算基準に用いられていない「最終消費を表すデータ」が活用できるかどうか

## <視点 1> 「統計への追加」の検討

地方消費税の課税対象でありながら、清算基準に用いられていない「最終消費を表すデータ」が活用できるかどうか

# 現在の統計データの捕捉状況について

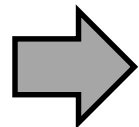
(単位: 兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R		S		
日本標準産業分類		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネット付随サービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業 収入額 【現行】								○ (※)		○		○	○	○	○		○	○				○	

【出典】統計局HP等を基に自治税務局作成

↑  
現行の清算基準においては  
商業統計のデータを使用

- 現在清算基準で使用しているもの
- 対個人事業収入額が未把握のもの
- (※) H27年度改正により除外



現在統計データで捕捉されていない業種についてどう対応するか(黄色部分)

# 現在利用していない統計データの検討

(単位:兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R		S		
日本標準産業分類		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネット付随サービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業収入額【現行】				★		★	★	○ 除外済み		○		○	○	○	○		○	○			○	○	

対個人事業収入の額は限定的と考えられる

清算基準として、各都道府県別に利用できる統計データが見当たらない

対個人事業収入の額は限定的と考えられる

**清算基準として、各都道府県別に利用できる統計データを検討**

## 現在利用していない統計データの検討

業 種	業界団体や所管省庁の統計
D 建設業	建築着工統計調査(国土交通省) : 都道府県別・建築主別の建築工事費予定額などのデータ
F 電気業等 (電気・ガス)	エネルギー消費統計調査(経済産業省資源エネルギー庁) : 都道府県別の対家庭部門の電力消費量などのデータ
G 情報通信業	NTTやNHKの公表資料 : 都道府県別の契約数のデータ

【出典】国土交通省資料等を基に自治税務局作成

- これらについては、統計上、全国ベースの対個人売上額かつ都道府県別の対個人売上額が把握されていないため、清算基準としては活用できない。

## <視点2> 「統計からの除外」の検討

清算基準に用いられている統計のうち、最終消費を表すものとして使用することが適当でないと考えられるものがないかどうか

- ① 商業統計に関する検討
- ② 経済センサス活動調査に関する検討



**視点 A 統計の計上地が最終消費地とズレている**

地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、最終消費地における消費額とするべきであり、統計の計上地と最終消費地のズレが相当程度発生しているものは、見直しが必要ではないか。

**視点 B 非課税取引等に関するものが含まれている**

非課税取引等については、地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、課税仕入額（中間投入額）とするべきであり、消費税の非課税部分が含まれているものについては、見直しが必要ではないか。

## ①商業統計に関する検討 視点A（商品購入における最終消費地）

### 『地方消費税の清算基準に関する研究会報告書』（平成20年4月）《抜粋》

#### 4 研究会における問題意識と検討の視点

##### （2）『最終消費地』概念の整理と清算基準に用いる統計との関係の検証

###### <問題意識・検討の視点>

地方消費税において税収の帰属地は『最終消費地』とされているが、その『最終消費地』とは商品等の『購入地』を意味するものと考えらるべきであろうか。下記の例のように『購入地』と実際に商品等を使用（消費）した場所が異なる場合に、税収の帰属先としての『最終消費地』をどのように考えるべきか、すなわち消費の概念には幅があるのではないかという視点からの検討を行う。

- a A県在住の人が勤務先のB県で商品を購入し、A県に持ち帰って使用（消費）した。
- b A県在住の人がインターネットを通じて、事務所がB県に所在する店舗から商品を購入し、これをA県で使用（消費）した。  
（略）

###### <検討>

税収を帰属させるべき『最終消費地』をどのように考えるべきかについて、国の消費税（略）を参考に検討する。

###### ア 国の消費税

仕向地原則において税収を帰属させるべき『最終消費地』がどこであるべきかについては、必ずしも明確な議論が行われているわけではないが、国境での調整を行う国の消費税の考え方が参考になる。

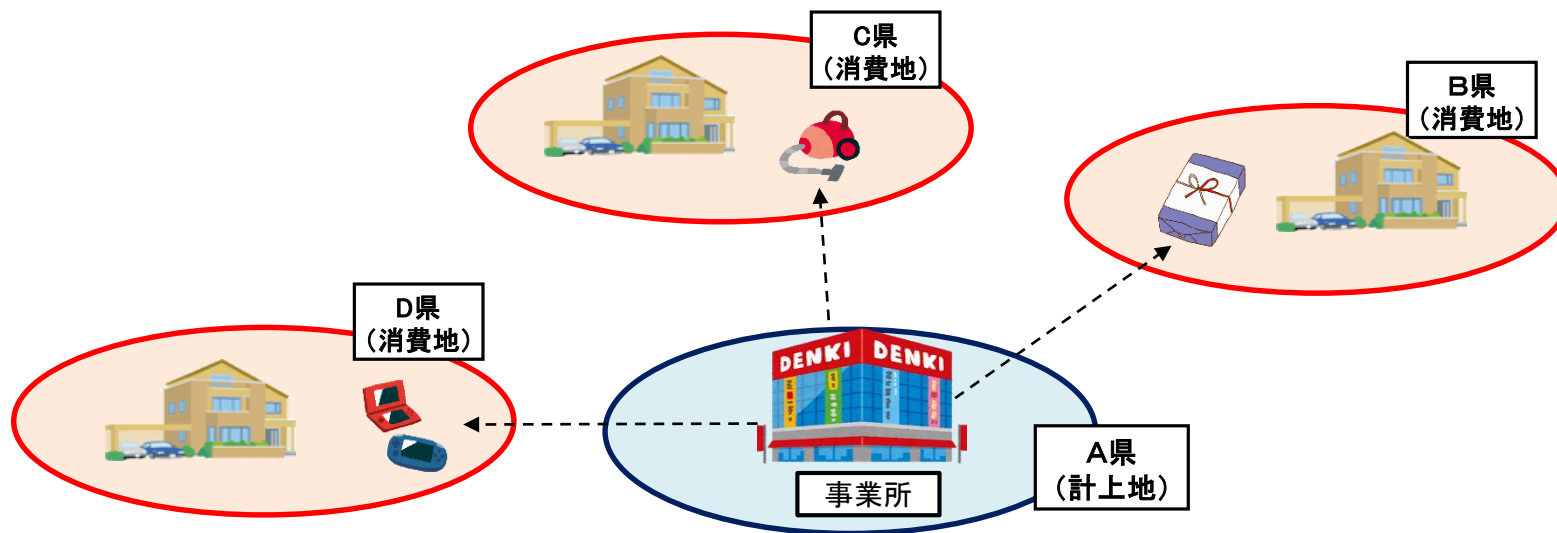
消費税法では輸出免税制度が採用されており、これは「消費税が内国消費税であり、国内において消費される物品やサービスについて負担を求める性格の税であることによるものである。」とされている。（略）

また、消費税法では、輸出ではないものの実質的には輸出と同じ結果となることから、非居住者に対する国内での資産の譲渡については、一定の要件を満たすことにより消費税を免除する「輸出物品販売場免税制度」が設けられている。いわゆるDuty Free Shopにおける買い物が免税になる制度であるが、ここでは、『購入地』（＝資産の譲渡が行われた場所）と実際の『消費地』が違うことを前提としており、実際の『消費地』を税収を帰属させるべき仕向地として取り扱っているといえる。

国の消費税の取扱（略）を踏まえると、実際の『消費地』に課税権を認めており、この考え方を地方消費税の清算基準における『最終消費地』に適用すると、<問題意識・検討の視点>で例示したa及びbの場合には、居住地において使用（消費）されており、理論的にはA県を税収を帰属させるべき『最終消費地』とすべきであるといえる。

①商業統計に関する検討 視点A  
H29年度改正における見直し（通信・カタログ販売等の除外）について

平成29年度改正において、平成26年度商業統計の小売年間販売額へのデータ更新に際して、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」は、消費者の最終消費とは異なる事業者の所在地で計上されていると考えられることから除外することとした。



視点 A 統計の計上地が最終消費地とズレている

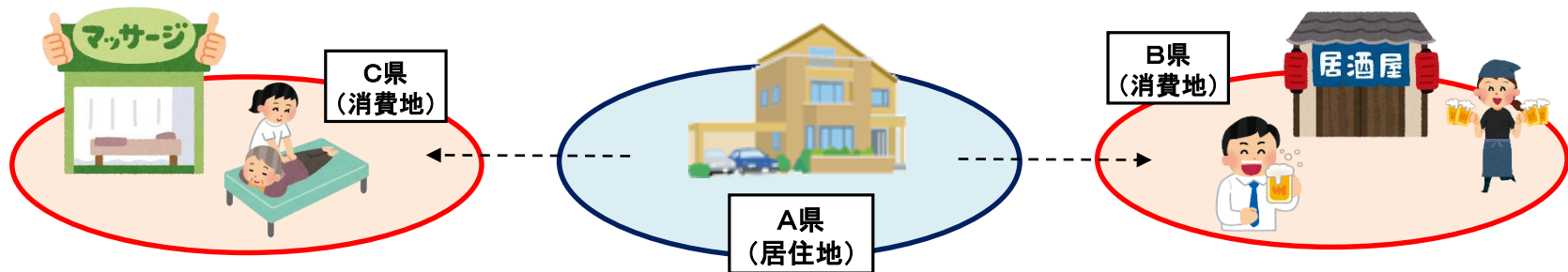
地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、最終消費地における消費額とするべきであり、統計の計上地と最終消費地のズレが相当程度発生しているものは、見直しが必要ではないか。

視点 B 非課税取引等に関するものが含まれている

非課税取引等については、地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、課税仕入額（中間投入額）とするべきであり、消費税の非課税部分が含まれているものについては、見直しが必要ではないか。

## ②経済センサス活動調査に関する検討 視点A（サービス業における最終消費地）

サービス業においては、原則としてサービスの供給地が最終消費地と考えられる。



### <参考>

「人口については、基本的には「居住地」を示す指標であると考えられる一方、情報通信業等に係る最終消費の帰属地は、「サービスを受益する場所」であると考えられるため、人口を代替指標として用いるためには、当該業種に係る「サービスを受益する場所」が「居住地」になることを立証できれば、当該代替指標の有用性がより高まることに留意する必要がある。」

【出典】地方消費税の充実に向けた諸課題に関する研究会報告書(平成22年1月)より抜粋

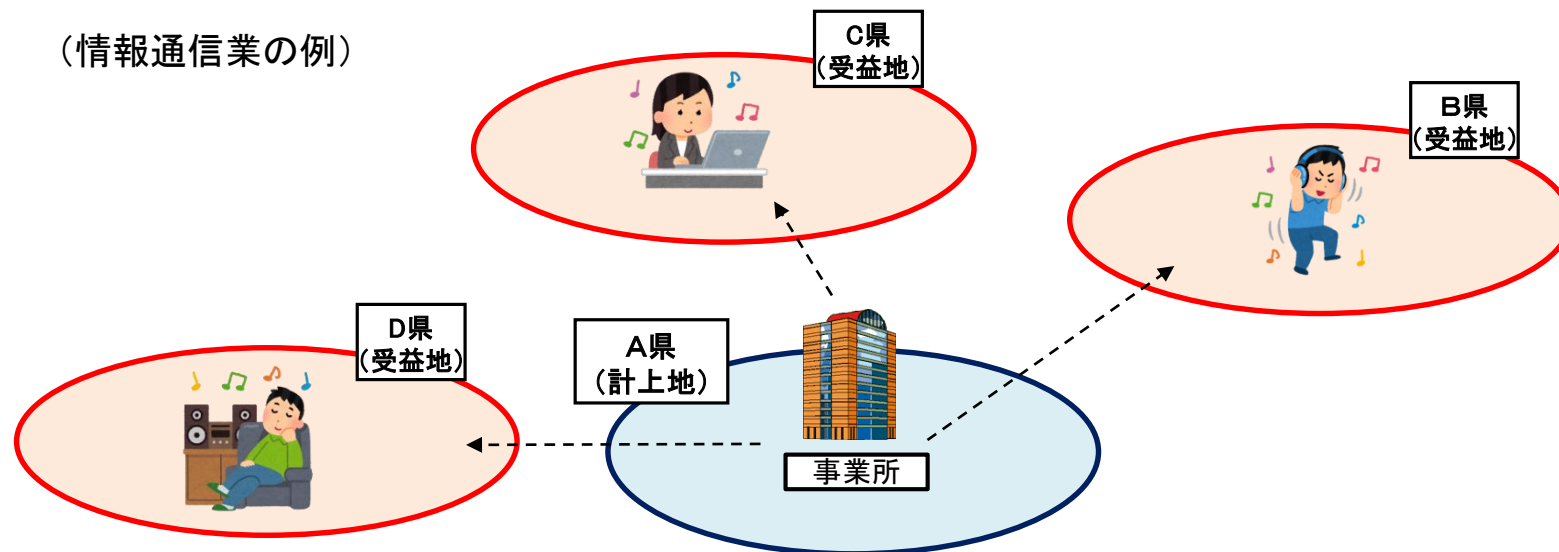
## ②経済センサス活動調査に関する検討 視点A H27年度改正における見直し（情報通信業等の除外）について

第5回検討会  
資料より抜粋

平成27年度改正において、「情報通信業」(0.5兆円)、「旅行業」(4.1兆円)、「競輪・競馬等の競走場、競技団」(1.7兆円)については、以下の理由により除外することとした。

- 情報通信業…インターネットで音楽や映像等を配信する業種などが含まれており、それらは事業所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 旅行業…インターネット販売の割合が増加しており、それらが事務所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 競輪・競馬等の競走場、競技団…売上げの大半は不課税の取引であり、かつ、それらが事業所の所在地で計上されていると考えられるため。

(情報通信業の例)



②経済センサス活動調査に関する検討 視点B  
H27年度改正における見直し（不動産業の除外）について

第5回検討会  
資料より抜粋

平成27年度改正において、「土地売買業」(1.9兆円)、「土地賃貸業」(0.05兆円)、「貸家業等」(3.5兆円)については、非課税取引を行う業種のうち、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないという理由により除外することとした。

○ 土地売買業

主として土地の売買（分譲を含む）を行う事業所をいう。土地を売るために土地の開発を行う事業所は本分類に含まれる。

○ 土地賃貸業

主として土地を賃貸する事業所をいう。

○ 貸家業等

主として住宅（店舗併用住宅を含む）を賃貸する事業所をいう。住宅とは、世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物及び独立して家庭生活を営むことができるように区画され設備された建物の一部をいう。

※土地の譲渡及び貸付け、住宅の貸付けは原則非課税取引とされている。

統計データのカバー率 及び  
統計カバー外の代替指標



○ 基本的な考え方

- ・ 地方消費税の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、統計カバー率（75%）は変更していない。
- ・ 今回の統計の利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本的な見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか。

## 創設時の清算基準

清算基準の割合	ウェイト	ウェイト（現行）
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」の合算額	6 / 8 (75%)	30 / 40 (75%)
「人口（国勢調査）」	1 / 8 (12.5%)	7 / 40 (17.5%)
「従業者数（経済センサス基礎調査）」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」	1 / 8 (12.5%)	3 / 40 (7.5%)

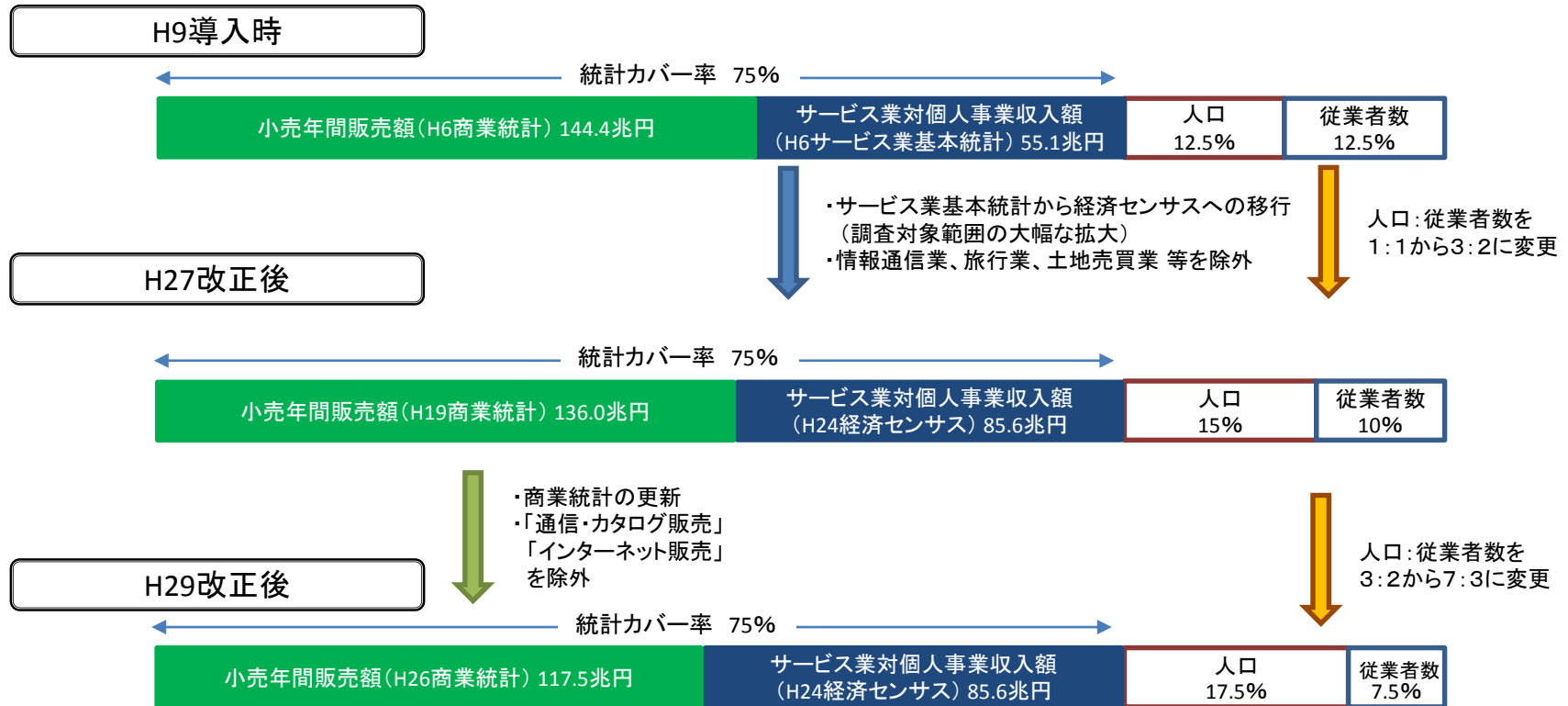
## 創設時の考え方

### 清算基準に係る 6 / 8 (75%) の根拠

		国民経済計算の最終消費支出			
		↓			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$	=	159.1兆円
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$	=	43.2兆円
		【指定統計で把握できる消費】		計	202.3兆円
		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年度消費税込（決算額） 7.0兆円 ①</li> <li>平成6年度消費税込（補正予算） 7.2兆円 ②</li> <li>中小特例 0.6兆円 ③</li> </ul>			
		$(\text{①} + \text{②}) / 2 + \text{③} = 264.4\text{兆円}$		【消費税の課税ベース】	
		$\frac{\text{指定統計で把握できる消費 } 202.3\text{兆円}}{\text{消費税の課税ベース } 264.4\text{兆円}} = 76.5\%$			
				$\div 75\%$	

# 統計カバー率の推移について

第5回検討会  
資料より抜粋



- ・ 地方消費税制度の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、統計カバー率(75%)は変更していないところ。
- ・ 今回の統計データの利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本的見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか。

# 統計カバー外の代替指標の検討

消費税の課税ベース（295兆円）

〔統計の利用方法の見直し〕

現行の統計

統計  
から  
除外



見直し後の統計

統計のカバー外

- ・次頁の黄色部分（建設業、電気ガス等）
- ・除外済みのデータ

見直し後の統計カバー率  $\alpha\%$

$(100-\alpha)\%$

この部分に対応するために  
適当な代替指標を検討

# 統計のカバー外にあると考えられるもの

(単位:兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q		R		S	
日本標準産業分類		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネット付随サービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務	
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業 収入額 【現行】								○ (※)		○		○	○	○	○		○	○			○	○	

現在清算基準で使用しているもの  
 対個人事業収入額が未把握のもの  
 (※) H27年度改正により除外

## 既に除外済みのデータ

### 【H27改正で除外済】

- ・「情報通信業」(0.5兆円)
- ・「旅行業」(4.1兆円)

- (非課税・不課税取引であるもの)
- ・「土地売買業」(1.9兆円)
- ・「土地賃貸業」(0.05兆円)
- ・「貸家業、貸間業」(3.5兆円)
- ・「社会保険事業団体」(3.6兆円)
- ・「競輪・競馬等の競走馬、競技団」(1.7兆円)

### 【H29改正で除外済】

- ・「通信・カタログ販売」「インターネット販売」  
(計5.7兆円)

# サービス業に係る統計調査対象の拡大

第5回検討会  
資料より抜粋

[新規追加業種]

- ……産業小分類
- ・ ……産業細分類

H16サービス業基本調査において、新たに飲食サービスが調査対象となり、さらに、現在採用しているH24経済センサス活動調査から全数調査となっている。

- 建物売買業、土地売買業(4.87兆円)  
・建物売買業(2.36兆円)  
・土地売買業(1.93兆円)等
- 不動産代理業・仲介業(1.54兆円)  
・不動産代理業・仲介業(1.54兆円)

H24 経済センサス活動調査  
(H24調査、H26公表)  
約101兆円

H6 サービス業基本調査  
(H6調査、H8公表)  
約55兆円

<b>L サービス業(55.1兆円)</b>
72 洗濯・理容・浴場業
73 駐車場業
74 その他の生活関連サービス業
75 旅館、その他の宿泊所
76 娯楽業
77 自動車整備業
78 機械・家具等修理業
79 物品賃貸業
80 映画・ビデオ制作業
81 放送業
82 情報サービス・調査業
83 広告業
84 専門サービス業
86 その他の事業サービス業
87 廃棄物処理業

H16 サービス業基本調査  
(H16調査、H17公表)  
約75兆円

<b>H 情報通信(0.005兆円)</b>
<b>L 不動産業(4.5兆円)</b>
<b>M 飲食店・宿泊業(18.4兆円)</b>
70 一般飲食店
72 宿泊業
<b>N 医療・福祉(1.3兆円)</b> (病院、一般診療所等除く)
<b>O 教育・学習支援業(3.9兆円)</b>
<b>Q サービス業(他に分類されないもの)(47.2兆円)</b>
80 専門サービス
81 学術・開発研究機関
82 洗濯・理容・美容・浴場業
83 その他の生活関連サービス業
84 娯楽業
85 廃棄物処理業
86 自動車整備業
87 機械等修理業
88 物品賃貸業
89 広告業
90 その他の事業サービス業
91 政治・経済・文化団体
92 宗教
93 その他のサービス業

病院等  
が追加

<b>G 情報通信業(0.5兆円)</b> ※27改正で全て除外
<b>K 不動産業、物品賃貸業(13.3兆円)</b> ※27改正で「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」(計5.5兆円)を除外
<b>L 学術研究、専門・技術サービス業(1.6兆円)</b>
<b>M 宿泊業、飲食サービス業(14.7兆円)</b>
<b>N 生活関連サービス業、娯楽業(32.0兆円)</b>
※27改正で「旅行業」(4.1兆円)、「競輪・競馬等の競走場、競技団」(1.7兆円)を除外
<b>O 教育・学習支援業(2.2兆円)</b>
<b>R サービス業(他に分類されないもの)(2.1兆円)</b>
<b>P 医療・福祉(34.7兆円)</b>
※27改正で「社会保険事業団体」(3.6兆円)を除外

- ソフトウェア業(0.24兆円)  
・委託開発ソフトウェア業(0.17兆円)  
・組込みソフトウェア業(0.004兆円)  
・パッケージソフトウェア業(0.04兆円)  
・ゲームソフトウェア業(0.02兆円)  
・ソフトウェア業内格付不能(0.01兆円)
- 情報処理・提供サービス業(0.04兆円)  
・情報処理サービス業(0.02兆円)  
・情報提供サービス業(0.01兆円)等
- インターネット附随サービス業(0.24兆円)  
・ポータルサイト・サーバ運営業(0.06兆円)  
・アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ(0.07兆円)  
・インターネット利用サポート業(0.1兆円)等
- 酒場、ビヤホール(1.61兆円)  
・酒場、ビヤホール(1.61兆円)
- バー、キャバレー、ナイトクラブ(0.51兆円)  
・バー、キャバレー、ナイトクラブ(0.51兆円)
- 持ち帰り飲食サービス業(0.26兆円)  
・持ち帰り飲食サービス業(0.26兆円)
- 配達飲食サービス業(0.53兆円)  
・配達飲食サービス業(0.53兆円)
- 病院(15.22兆円)  
・一般病院(13.77兆円)  
・精神科病院(1.45兆円)  
・病院内格付不能(0兆円)
- 一般診療所(7.36兆円)  
・有床診療所(1.69兆円)  
・無床診療所(5.67兆円)  
・一般診療所内格付不能(0.002兆円)
- 歯科診療所(2.35兆円)  
・歯科診療所(2.35兆円)

(地方消費税創設当時)

(現在)